

## 変更2 特例給付の支給に所得上限額が設けられます！

⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。【ご注意ください】

※児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、改めて認定請求書の提出等が必要となりますので、ご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人 (前年末に児童生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※①(所得制限限度額)未満の場合⇒児童手当支給

※①(所得制限限度額)以上②(所得上限限度額)未満の場合

⇒法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)支給

※②(所得上限限度額)以上⇒支給なし

ご不明な点がございましたら下記担当までお問い合わせください。

中能登町役場 行政サービス庁舎 健康保険課 子育て支援室  
児童手当担当 ☎0767-72-3134